

京都市政策評価制度評議会設置要綱

(設置)

第1条 政策評価制度の公正な運用と向上を図るため、「京都市政策評価制度評議会」(以下「評議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政策評価制度の充実に向けた提案
- (2) 政策評価の手法についての助言及び提案
- (3) 自己評価の方法及び実施過程への助言

(組織)

第3条 評議会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員のうち、2名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験のある者その他市長が適当と認める者を、それぞれ市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 公募により選任された委員を除き、委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 評議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、評議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 評議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 評議会は、会長(会長に事故があるときは、副会長)及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 評議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 評議会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の評議会は、市長が召集する。

(旧要綱の廃止)

3 京都市政策評価制度評議会設置要綱（平成 15 年 4 月 11 日総合企画局長決定）は、廃止する。